

社会福祉法人沼田市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員区分)

第2条 前条に規定する役員とは、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 監事

(報酬)

第3条 本会の役員の報酬は、常勤非常勤にかかわらず別表のとおりとする。

- 2 沼田市の職員及び市議会議員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬を支給しないものとする。
- 3 沼田市から補助金により人件費が支給されているものが就任した場合は、報酬を支給しないものとする。
- 4 報酬の支給は専任の役員のみとする。
- 5 上記により難しい場合は、その都度会長が定める。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

- 1 現行の社会福祉法人沼田市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費規程は、この規程の適用の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和2年12月24日から施行する。

【別表】

役職名	単位	金額	適用の範囲	支払い方法
会長	日額	4,000円	定款第21条第2項	月末締め翌月21日振込
副会長	日額	2,000円	正副会長会議、理事会出席の場合	その都度現金支給
常務理事	月額	100,000円	定款第21条第4項	月末締め翌月21日振込
理事	日額	2,000円	理事会出席の場合	その都度現金支給
監事	日額	2,000円	監査、理事会、評議員会出席の場合	その都度現金支給

社会福祉法人沼田市社会福祉協議会評議員の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、常勤非常勤にかかわらず報酬として日額2,000円をその都度現金で支給する。

2 沼田市の職員及び市議会議員が前条に定める評議員に就任した場合は、報酬を支給しないものとする。

3 沼田市から補助金により人件費が支給されているものが就任した場合は、報酬を支給しないものとする。

4 上記により難しい場合は、その都度会長が定める。

(公 表)

第3条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

1 現行の社会福祉法人沼田市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費規程は、この規程の適用の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和2年12月24日から施行する。